

英国政府が提案する北アイルランド議定書の変更点

英国内の物品の移送

- グレートブリテン島からアイルランド向けの物品に対して完全な通関手続きを適用、北アイルランド向けの物品については通関手続きを不適用。仕向地については英国の事業者が宣言する。通関手続きは英国が実施。
- グレートブリテン島からアイルランドに移送する物品へのEU規則に基づく衛生植物検疫要件の適用、北アイルランドで消費される見込みの物品に対する証明書や検査の免除。アイルランド向け物品に対する衛生植物検疫は英国が実施。
- 生きた動物の（英国内も含む）移送に関する衛生植物検疫手続きの継続と、ペットの英国内の自由な移動。
- アイルランド島内で制度上の歪みを生じさせず、英国内市場で二重課税などを発生させないことに留意しつつ、北アイルランドにおける柔軟な付加価値税および物品税制度を検討。
- グレートブリテン島からアイルランド島への物品移送に関して、ITシステム内へのアクセスによる相互のデータ共有と法制度実施上の連携に加え、衛生植物検疫物品については、サプライチェーンの見える化、適切なラベル表示、遵守状況確認のための市場監視の強化などを実施。
- 北アイルランドからグレートブリテン島への物品移送における、情報提供手続きの廃止（絶滅危惧種の移動などの例外を除く）。

北アイルランド内での物品流通

- 製造品、衛生植物検疫物品いずれについても、北アイルランド内で流通する際の基準は、EUあるいは英国いずれかのものを満たせばよいとする二重制度の導入。
- 市場監視の強化、製品ラベル規制の明確化、相互のデータ共有などによるリスク管理を行いつつ、議定書の対象から全ての医薬品を除外。
- 北アイルランドへの一定規模の直接的な補助金に対する照会権限の強化や協議手続きの検討。

ガバナンス

- 議定書のガバナンスと紛争の対処について、他の国際協定と同様、国際仲裁の手続きにより実施。
- 「新たなバランス」が達成された場合でも、北アイルランドにEU規則を適用する際に、北アイルランドにおける影響を考慮し、北アイルランド内のステークホルダーに対しより大きな役割を付与。
- 北アイルランドに影響を与える規則が英国外で策定される場合の、合意に基づく策定手続きの継続。